

2020年7月1日

2019年度ゆいっと委託相談支援事業実績報告

寒川町障がい者相談支援事業所
ゆいっと
文責：佐藤 敏彦

【はじめに】

委託相談支援事業所が2か所になり3年が経過した。昨年度は自立支援協議会を通し基幹相談支援センターの立ち上げ等については協議を行ってきたが、委託相談支援事業の状況報告はあったものの、指定特定相談を含めた「相談支援体制」や「相談支援の質の向上」等の具体的な話についてはあまりなされてこなかった。

一義的に地域生活拠点整備事業に必要な「基幹相談緯線センターの設置」とはいえ、寒川町における「相談支援体制」においては大きな変革期となる。そのため、地域生活拠点整備事業における役割だけでなく「相談支援」における役割も担うこととなり、寒川町では「基幹相談」「委託相談」「特定相談」の3層からなる「相談支援体制」（町を入れれば4層構造か？）が構築されることとなる。

新たな相談支援体制を構築するうえで、当然ながら「基幹相談支援」にどのような役割、機能を持たせていくかは議論が必要になるが、その前段階では「委託相談支援」の現状確認と評価は必須であり、改めて寒川町として目指す「相談支援」とそれを支える「相談支援体制」の共通認識と共通理解が必要であると考える。

1、相談実績

【利用者状況】

実人数の総数は「407人」で昨年度（324人）より83人増えている。障がい児、障がい者の内訳で見ると児童期が「118人」（昨年度は122人）で成人期が「289人」（昨年度は202人）で、児童はほぼ横ばいであるのに対し、成人は87名増えており、昨年度比からの実人数総数増は成人期によるものだとわかる。

成人期の相談では、十数年ものあいだどこにも相談できていなかったケースのように、埋もれていたものが顕在化した事案が目立った。

一方、児童期においては未就学児童の相談や就学時の相談が増えた。また、子ども本人だけでなく、世帯全体で支援が必要なケースもあるのがこの時期の特徴である。

【支援方法】

ゆいっとでは利用者と直接会う機会を意図的に作っている。そのため、支援方法総数「889件」中、「訪問」「来所」「同行」「個別支援会議」といった相談者本人と接する場面の件数の合計が「368件」と全体の40%強を占めている。「同行」では事業所見学だけでなく、通院の同行等も含まれ、難病の相談者になると長いものでは1回6時間もの時間を費やすものもある。表現として正しくはないが、長い時間をともにすることで体調の変化や感情の起伏など、面談だけでは見えてこないものも見ることができ、ご本人を理解し、今後を見立てていくうえで貴重な場面となっている。

【支援内容（主訴）】

支援方法総数が「889件」であるのに対して、支援内容総数は「908件」となっており、20人ほどの方が複数の「主訴」があることがわかる。

今年度については「福祉サービス利用」が「276件」、「生活技術に関すること」が「274件」とほぼ同数で並んでおり、以下、「就労」、「住宅入居等に関する支援」の順で件数が多い。「その他」で分類されているが、その中身は「子育て」に関することで、これは障がいがある本人というよりは、「家族（主に母親）」が支援対象者である。

*参考データ

2020年3月31日時点ゆいっと登録人数

総数 124人（内、今年度相談者86人 約70%）

障がい者 80人（内、今年度相談者54人 約68%）

障がい児 44人（内、今年度相談者32人 約73%）

【次年度に向けての課題】

○児童期支援・家族支援

・障がい児等を支援している機関に対し、訪問による後方支援を実施していく。この事業を通し、児童期支援における関係機関の連携を取り地域支援体制の強化。

・家族サロンにおいては「寒川町子育て支援センター」とのコラボ企画の中で実施予定。障がい等に限らず、「子育て」に不安のあるお母さん方を中心に展開していく。家族向け勉強会については、年度末に企画していたものを町とともに協議し実施していく。

○基幹相談支援センターの役割・機能検討およびセンター取得に向けた準備

・地域生活拠点事業の実施に向けキーとなるのが基幹相談支援センターの設置となるため、コーディネーター機能以外の機能や役割についても協議検討を行政、委託相談支援事業所等で行い、自立支援協議会の中で確認していく。

・上記に合わせ、現状の委託相談支援事業所の評価。「相談支援」力の強化を図るうえでも重要であり、基幹相談支援センター設置、相談支援体制構築に向けても、役割、機能の再確認は必要。

○地域移行・地域定着支援事業の促進

・茅ヶ崎市保健所が設置する『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議会』と県から受託している「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と協働しながら入院患者を中心とした地域移行支援事業の実践を行う。

・上記の取り組みに加え、入所施設やその他の更生施設等で生活し、地域での生活を望んでいる方々に対してサービスが行きと届くよう、地域展開するために協議を行っていく。